

## 一般社団法人AMUSE 慶弔規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人AMUSE（以下「本会」という。）会員の慶弔に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (死亡弔慰金)

第2条 個人会員又はその配偶者が死亡したときは、次の基準により弔慰金等を呈する。

区 分	弔 慰 金	供花又は供花料	備 考
個人会員	30,000 円	20,000 円	供花は消費税別途
配 偶 者	20,000 円	20,000 円	同 上

2 個人会員の父母及び子、配偶者の父母が死亡したときは、次の基準により弔慰金等を呈する。

区 分	弔 慰 金	供花又は供花料	弔 電	備 考
個人会員の父母	10,000 円	15,000 円	1,000 円	供花・弔電は消費税別途
配偶者の父母	10,000 円	15,000 円	1,000 円	同 上
個人会員の子	10,000 円	15,000 円	1,000 円	同 上

### (傷病見舞金)

第3条 個人会員が傷病により1月以上入院したときは、見舞金10,000円を贈る。

### (災害見舞金)

第4条 個人会員又は法人会員が、火災若しくは天災等により被害を受けたときは、いずれも被害の程度に応じ、理事会の決定により見舞金を贈る。

### (結婚祝金)

第5条 個人会員が結婚したときは、祝金として10,000円を贈る。

### (出産祝金)

第6条 個人会員本人または配偶者が出産したときは、一子につき祝金として10,000円を贈る。

### (届出)

第7条 第2条から前条までのいずれかに該当するとき、会員自らあるいは会員配偶者又は他の会員をして、速やかに本会事務局に届出するものとする。

2 第2条から前条までのいずれかに該当する事案が発生した日から1年以内に、前項の届出が無い場合は、この規程による慶弔は行わない。

### (慶弔の条件)

第8条 会員の慶弔に際し、現に会費を完納している者であること。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、慶弔に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成29年1月26日から施行し、平成28年11月1日から適用する。